

令和8年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について (お知らせ)

令和8年6月30日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第5号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、以下①～③のいずれかの方法により、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

- ① 電子申出 【e-Gov を通じたオンライン申請】
- ② 光ディスクによる申出【郵送（送付先：経済産業省）】
- ③ 書面による申出 【郵送（送付先：環境省）】

令和8年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって申出書類の受付期間が異なります。

また、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの報告書¹での指摘を踏まえて、従来の申出受付期間（5営業日程度）を延長しています。

	申出方法	申出書類の受付期間	確認(不確認) 通知書 到達予定日
第 1 回	電子	令和 8 年 1 月 15 日 (木) ～ 1 月 28 日 (水) <u>◎できるだけ 1 月 22 日 (木) まで、お早めに提出 してください。</u>	令和 8 年 3 月 27 日まで
	光ディスク	令和 8 年 1 月 15 日 (木) ～ 1 月 22 日 (木)	
	書面		
第 2 回	電子	令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 4 月 14 日 (火)	5 月 27 日頃
	光ディスク	令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 4 月 10 日 (金)	
	書面		

¹ 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について
(令和7年7月22日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

第3回	電子	受け付けておりません。	8月5日頃
	光ディスク	令和8年6月1日（月）～6月30日（火）※ ¹	
	書面	受け付けておりません。	
第4回	電子	令和8年8月3日（月）～8月17日（月）	9月30日頃
	光ディスク	令和8年8月3日（月）～8月13日（木）	
	書面		
第5回	電子	令和8年9月14日（月）～9月28日（月）	11月6日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第6回	電子	令和8年10月20日（火）～10月30日（金）	12月9日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第7回	電子	令和8年11月24日（火）～12月4日（金）	令和9年 1月19日頃
	光ディスク	令和8年11月24日（火）～12月2日（水）	
	書面		

※1 システム停止の関係により、光ディスクのみの提出としていますが、受付期間を幅広に設定しております。

2. 注意事項

(1) システムの移行後(第4回以降)は、「申出者コード」が使用できなくなります。

「申出者コード」の代わりに、「GビズID」を採用しますので、令和8年7月までに「GビズID」の取得手続きを行ってください。

- 「GビズID」には種類があり、本制度で使用いただけるのは、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」の2つのみとなります。既に「GビズIDプライム」のアカウントを作成済みの事業者様におかれましては、「GビズIDメンバー」のアカウントは、「GビズIDプライム」のアカウントの権限により、即日の作成が可能です。一方で、「GビズIDプライム」のアカウントを未作成の場合は、デジタル庁の審査が必要となり、即日のアカウント作成ができませんので、早めの申請を推奨いたします。詳しくは、下記のデジタル庁「GビズID」のページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- なお、「申出者コード」の廃止と「GビズID」の取得については、令和7年3月に下記のとおり周知しているものとなりますので、適宜ご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/gbizoshirase_2024fy.pdf

(2) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

- 電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行っていただくことをお勧めします。
- 光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送（受付締切日の消印有効）にて、お早めに提出いただくようお願いします。

(3) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ただし、第1回のみ、令和8年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(4) 電子申出及び光ディスクによる申出に当たり、必ず、最新バージョン（ver7.03）の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- 旧バージョン（ver7.02以前）による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3. 参考資料

少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「少量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

令和9年度の少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和8年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

■ 少量新規化学物質申出制度・申出手続全般に関するお問合せ

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線2428）

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

（お問合せ専用メールアドレス）

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『少量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』（注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載）としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯（問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯）を必ず記載してください。

（電話）03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

（電話）03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル（MOL ファイル）の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター
（お問い合わせ）

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>

○構造式ファイルについて

※「少量新規申出に関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。

○用途分類について

※「一般問合せに関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。